

日本インターベンショナルラジオロジー学会 専門医更新単位取得制度規定

目的：

IVR 専門医（以下「専門医」と略す）の資質の向上ならびに維持を目的として、認定後も生涯教育を課し、そのための単位取得制度をもうける。

単位の取得：

専門医は5年間に、100単位以上の履修をしなければならない。

単位の規定：

- (1) 日本 IVR 学会総会への1回以上の参加と、関連研究会（旧地方会）への参加を合わせて必ず40単位以上取得すること。
- (2) 論文発表は20単位まで認める。
- (3) 日本 IVR 学会総会に限り、筆頭発表者5単位、第二以降3単位を認める。ただし上限を20単位とする。
- (4) 経験した IVR 臨床症例について、3例を1単位として認める。その場合には、所定の申請書類を提出する。ただし上限を40単位とする。

単位取得の申請：

- (1) 申請に当たっては、過去5年間の実績を申請書類にまとめ、審査料とともに学会事務局に提出するものとする。出席証明書は現物を送付する。コピーは無効。対象の学会・研究会は別掲。
 - 1) 日本 IVR 学会総会、関連研究会（旧地方会）の出席証明書（但し総会出席1回分を含むこと）
 - 2) 学術集会等の出席証明書あるいはそれに準じるもの
 - 3) 論文単位認定書（論文名及び著者名が記されているページのコピーを添付する）
 - 4) 日本 IVR 学会総会発表認定書（該当する総会プログラムのコピーを添付する）
 - 5) IVR 臨床症例報告書
 - 6) 審査料（別に定める）
 - 7) 上記出席証明書の早期返却を希望する者は、申請の際、返信用切手を貼った封筒（宛先を明記のこと）を同封する。
- (2) 申請は、専門医認定または更新認定後5年を経過したものから毎年受け付ける。
- (3) 年齢による更新免除規定は設けない。
- (4) 単位取得の評価：提出された申請書に基づき、専門医制度委員会（以下「委員会」と略す）の審査を経て理事会が承認する。

単位認定学会等：

- (1) 日本 IVR 学会の学術集会、および関連学会が主催する学術集会および本学会が生涯教育に適すると認めた学術集会に参加した場合に単位を与える。（別項参照）
- (2) 論文単位認定は学術雑誌に掲載された IVR に関する論文に限る。第一著者10単位、第二著者以降5単位とする。原著論文、症例報告、総説は問わない。

更新の猶予：

特別の理由（海外留学、火災等による証明書の焼失等）がある場合に限り1年間、更新の申請を猶予できる。ただし、その理由を委員会に申告しなければならない。

専門医資格の留保：

単位取得を満たすことができなかつた専門医に対しては、その旨学会より通告して注意を喚起する。この通告が無視された場合は、専門医制度規約第19条により専門医の資格が取り消される。